

長野県上伊那広域水道用水企業団財務規則

〔昭和 55 年 4 月 1 日〕  
企業団規則第 1 号

改正 平成 16 年 3 月 31 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 173 条の 2 の規定により財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算、収入支出、決算、契約、現金及び有価証券、財産、借受不動産等の準用規定）

第 2 条 予算、収入支出、決算、契約、現金及び有価証券、財産、借受不動産等に関しては、長野県財務規則（昭和 42 年規則第 2 号）を準用し、同規則中「知事」とあるを「企業長」に、「総務部長」とあるを「事務局長」に、「出納長等」とあるを「事務局長」に、「長野県」とあるを「長野県上伊那広域水道用水企業団」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則平成 16 年 3 月 31 日規則第 1 号

この規則は、平成 16 年年 4 月 1 日から施行する。